

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)	
地域名 (地域内農業集落名)	中区 (中村町集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月16日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農家戸数が28戸、うち水稲耕作者の9名で平均年齢が約65歳である。主に水稲(きぬむすめ)を中心に作付けし酒米農家は2戸のみである。耕作者のうち70代が33%を占め、高齢化が進んでおり離農者も年々増加している。平地で住宅地が多く農地面積は少ないが、池と川からの用水を活用しているため水の確保が比較的容易で、水稲の獣害被害もない。

離農者の農地を守るため、近隣集落の大規模農家2軒に耕作や維持管理をお願いしている。しかし、集落北部の一部農地については、変形地で段差もあり、進入路も狭く大型機械の進入が不可能で耕作しにくいいため、遊休農地化し雑草が繁茂している。

多面的機能支払金を活用し農会を中心に草刈り、水門の補修、農道、水路の掃除、土砂撤去を実施している。

【基礎データ】

- ・農家軒数 28軒
- ・主な作物 水稲(うるち米、酒造好適米)、黒大豆、一般野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き水稲を中心に耕作するが、営農者・地権者の意向によると22名中9名が10年以内に耕作をやめたい、もしくは縮小したいと考えている。今後10年以内に集落内の農地拡大希望の担い手や近隣集落からの大規模農家と連携し農地を維持管理していきたい。あわせて耕作を続ける意向の小規模農家には耕作を続けてもらう。

集落北部の遊休農地は3名の地権者がいるが、効率的な営農のため、畦畔を撤去し区画拡大できるよう理解を求める。また、農地以外(駐車場等)の活用についても検討する。

今後も多面的機能支払交付金を活用し、農会が中心となって集落全体で水路等の保全管理を進める。あわせて、離農して農地を預けた後も所有者の責任として畦畔等の草刈りに協力する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域内で積極的に営農している2名の大規模農家を中心に、集落内の若い担い手への支援を集落全体で取り組み耕作面積の拡大を進め集積、集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地権者や耕作者の理解を得ながら農地中間管理機構を積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・多面的機能支払交付金の活用により施設の修繕、整備を引き続き図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内で営農している大規模農家の協力を得て40～50代の若い担い手の育成を積極的に進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・JAみのりによる水稻作付農地への集団防除

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的支払交付金を活用し農業施設の保全管理(水路掃除年1回、水路草刈り年1回)を集落全体で実施する。